参考様式第5－1号

東　農　第　1668　号
令　和　6　年　12　月　9　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長　小　椋　正　清

市町村名 （市町村コード）	東近江市 （252131）
地域名 （地域内農業集落名）	南須田 （南須田町）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

現在、水稲、麦、大豆、野菜を中心に作付けしているが、集落営農法人についても担い手不足が大きなとなっており、今後の在り方について検討が必要となっている。
農地については集約が完了している。

（2）　地域における農業の将来の在り方

現在の農地を維持していくことを目標に、水稲、麦、大豆、野菜を中心に作付けしていく。集落営農法人についても後継者がおらず、存続が難しい状況である。近隣の法人と合併、統合を検討していく必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	8.6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.6　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
すでに完了している。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中管理機構に貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者を募り、市やJAと連携しながら育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除については効率化が図れるため、業務委託を利用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									